

弁護士法人常磐法律事務所

GIVERS GAIN

2022 AUTUMN
issue.12

特集

中小企業が顧問弁護士をもつ 必要性、そのメリットとは？

法務のミカタ

第6回事務所研究発表会

新入所員紹介

弁護士 村上 博紀



中小企業が顧問弁護士をもつ
必要性、そのメリットとは？



中小企業が顧問弁護士をもつ 必要性、そのメリットとは？

「顧問弁護士」というと「うちのような小さな会社には必要はない」と考える中小企業の経営者は少なくないようです。

しかし今の時代、むしろ中小企業こそ「顧問弁護士契約」を結ぶメリットは大きいと言えます。

そこで本記事では、中小企業が顧問弁護士をもつメリットについてお伝えします。

**低予算でリスクを回避
本業に専念することができる**

今はネットの普及もあり、一般の人の中にも法律的知識をもつ人が増え、不當解雇や未払い残業代などをめぐる訴訟が増えています。不祥事やクレームがネットで一気に拡散し、企業が信頼を失うことも多くなっています。そこで、企業の規模を問わず、事前につきあえるだけトラブルを防ぐ法的対策をとつておく「予防法務」の考えが広がってきています。例えば、解雇処分とした従業員から損害賠償を求められるようなことは、処分を下す前に法的に正しい対応をすることです。

また、法律の専門家が適切なアドバイスをすることで、売掛金の未回収リスクも減らせます。最近増えてる事業承継がらみのトラブルも、あらかじめ法律的予防しておくことが可能です。さらに、新しいビジネスを始めるときは、法律に抵触することはないか、事前に専門家による調査を行つておけば安心です。

法務担当者がいる大企業の場合、こ



ビジネスの現場では、新しい取引を始めることがあります。本厚木や横須賀に支店を置いているのも、いつでも気軽に相談に来いただきたいからです。また、クラウドシステムを使い、顧問先の従業員の方が気軽に弁護士に相談できる仕組みも用意しています。

顧問契約は、いざというときに会社を守る保険的な意味合いをもつていて、ただ私はそれ以上に、新規分野に参入したり、ビジネスを拡大したいと考えてたりする経営者の方に、積極的に活用していただきたいと思います。当事務所が法律面をサポートすることと、安心して新しいことに挑戦できるからです。そのようなチャレンジングな中小企業が増えることを考えていました。そのためにも価格面を含め、少しでも中小企業の皆様の負担を減らし、利用しやすい体制を整えています。まずはどんなことでもお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

（代表弁護士 常磐重雄）

中小企業に寄り添い 成長をサポートしたい

当事務所は2011年の開設以来、一貫して中小企業の顧問業務を中心に行って、この分野のノウハウを蓄積し、中小企業の経営をサポートしてきました。弁護士法人として、顧問契約の範囲外の債権回収代行や訴訟対応なども、通常よりディスクонт価格で引き受けます。

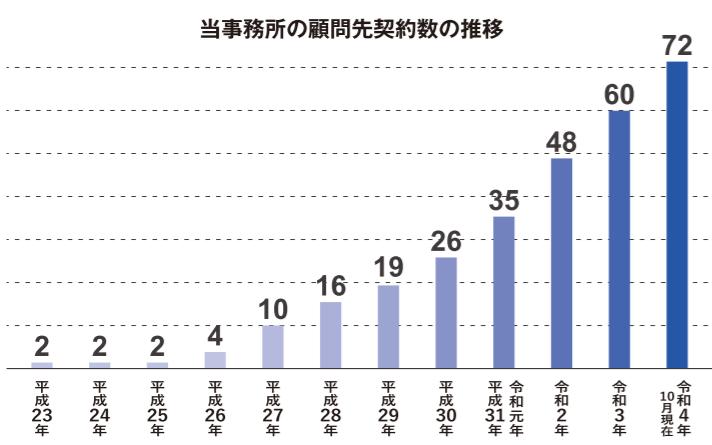
めたり、投資をしたり、人を雇つたりする度に、何かしらの法的リスクが生じています。それがどの程度のリスクなのか、どう対応すべきかを、多忙な経営者がその都度判断するのも現実的に難しいでしょう。そこを顧問弁護士に託すことでは、経営者は大事なビジネスに専念できます。これこそが、顧問弁護士をもつ最大のメリットです。

いつでも気軽に相談でき いざというときも安心

顧問弁護士の良い点は、不安を感じたときにいつでも気軽に相談できることです。顧問先企業の業務内容を把握しているため、面倒な説明なしに、スピード一に適切なアドバイスができます。ところが、問題が起きてから弁護士に相談するとなると、会社の概要を一から説明しなくてはなりません。そもそも自社に合った弁護士を探すこと自体も大変でしょう。

顧問弁護士は、顧問契約の範囲外の債権回収代行や訴訟対応なども、通常よりディスクонт価格で引き受けます。

当事務所は2011年の開設以来、一貫して中小企業の顧問業務を中心に行って、この分野のノウハウを蓄積し、中小企業の経営をサポートしてきました。弁護士法人として、顧問契約の範囲外の債権回収代行や訴訟対応なども、通常よりディスクонт価格で引き受けます。



（代表弁護士 常磐重雄）

当事務所は2011年の開設以来、一貫して中小企業の顧問業務を中心に行って、この分野のノウハウを蓄積し、中小企業の経営をサポートしてきました。弁護士法人として、顧問契約の範囲外の債権回収代行や訴訟対応なども、通常よりディスクонт価格で引き受けます。

めたり、投資をしたり、人を雇つたりする度に、何かしらの法的リスクが生じています。それがどの程度のリスクなのか、どう対応すべきかを、多忙な経営者がその都度判断するのも現実的に難しいでしょう。そこを顧問弁護士に託すことでは、経営者は大事なビジネスに専念できます。これこそが、顧問弁護士をもつ最大のメリットです。

いつでも気軽に相談でき いざというときも安心

顧問弁護士の良い点は、不安を感じたときにいつでも気軽に相談できることです。顧問先企業の業務内容を把握しているため、面倒な説明なしに、スピード一に適切なアドバイスができます。ところが、問題が起きてから弁護士に相談するとなると、会社の概要を一から説明しなくてはなりません。そもそも自社に合った弁護士を探すこと自体も大変でしょう。

顧問弁護士は、顧問契約の範囲外の債権回収代行や訴訟対応なども、通常よりディスクонт価格で引き受けます。

当事務所は2011年の開設以来、一貫して中小企業の顧問業務を中心に行って、この分野のノウハウを蓄積し、中小企業の経営をサポートしてきました。弁護士法人として、顧問契約の範囲外の債権回収代行や訴訟対応なども、通常よりディスクонт価格で引き受けます。

めたり、投資をしたり、人を雇つたりする度に、何かしらの法的リスクが生じています。それがどの程度のリスクなのか、どう対応すべきかを、多忙な経営者がその都度判断するのも現実的に難しいでしょう。そこを顧問弁護士に託すことでは、経営者は大事なビジネスに専念できます。これこそが、顧問弁護士をもつ最大の

Chapter.2

境界・筆界の紛争解決

弁護士 松本 奈央子

所有権の及ぶ範囲としての「境界」と、不動産登記上の「筆界」は異なる概念であり、境界の問題を解決しようとする場合、この2つのいずれかの問題であることをきちんと意識して問題の解決にあたる必要があります。また、筆界を確定する訴訟は、通常の訴訟とルールや留意点が異なり、特殊な訴訟となっています。

境界・筆界の問題を解決するためには、ADR(民事紛争解決手続)や筆界特定制度など、訴訟以前に利用しうる解決手段もありますので、ご相談いただいたときに適切な手段を選択できるように、境界・筆界問題の特殊性及び選択できる解決手段について再確認するとともに、それぞれの制度のメリット・デメリットを実情と併せて解説しました。

Chapter.3

財産の調査方法について

弁護士 那須川 忠駿

財産調査の能力は、お客様の利益に直結するため、弁護士にとって決して欠くことのできないものです。しかしながら、そのノウハウについては、普段、網羅的に学習する機会はほとんどなく、事務所や弁護士によって、差があるのが実情です。そこで、今回は、財産調査の方法について、最近の実務的な運用などにも触れつつ、所内全員で知識を共有し、今後の調査に活かせるよう解説しました。

Chapter.4

弁護士法人常磐法律事務所 新人弁護士マニュアル

弁護士 西堀 拓也

多くの法律事務所では、新人弁護士は先輩弁護士の仕事のやり方を見て学ぶ、いわゆるOJTによる指導が行われており、弊所も設立以来、OJTによる指導を行っておりました。弁護士の仕事は、決まったやり方やワークフローがあるわけではなく、OJTが馴染みやすい仕事であることは疑いありません。もっとも、弊所ではほぼ毎年新人弁護士を採用し、現在、在籍弁護士11名となりました。また、弊所の取り扱い事件も多種多様となってまいりました。そうした中、新人弁護士が弁護士の仕事、弊所での仕事に慣れるためには、OJTによる指導のみならず、早い段階で仕事の基礎を学んだ方が効率的であると考え、今回、新人弁護士マニュアルを作成しました。マニュアルを活用することにより、新人弁護士の成長を促し、いち早くお客様のお役に立てることが期待されます。また、マニュアルを活用しつつ、所内において、一層の指導に励んでいく所存です。

Chapter.5

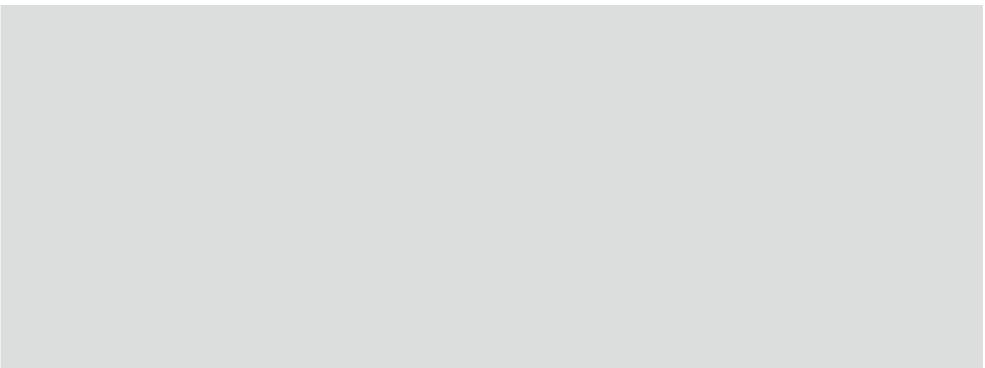
宅地建物取引業法の概要

弁護士 清水 俊明

弊所では、顧問先様を含めて日頃より不動産仲介業者様とのお付き合いが多く、宅地建物取引業法(以下「宅建業法」といいます。)に接する機会が多いです。そのため、宅建業法の知識が求められる場面が多々ございます。ところが、司法試験において宅建業法は試験科目ではないため、意識的に学習しておく必要があると思い、宅建業法をテーマといたしました。宅建業の全体像はもちろんのこと、不動産取引において訴訟に発展することの多い媒介契約、重要事項説明書、37条書面に関連した不動産仲介業者様の説明義務違反を中心に発表いたしました。これらの問題に対する知見を深めることで事前のリスク管理や訴訟対応に備えることが肝要であるといえます。

法務のミカタ

2022年9月17日に「第6回事務所研究発表会」を開催しました。



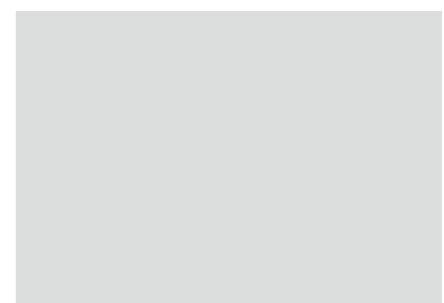
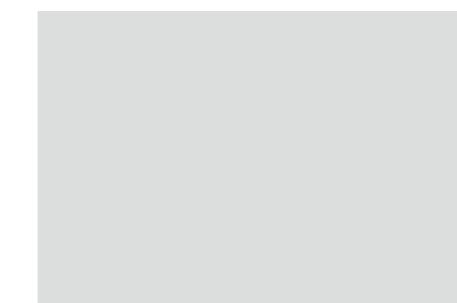
当事務所では、弁護士の知識向上と互いの専門分野の情報共有の場として、

毎年2回「事務所研究発表会」を開催しております。

今回も各弁護士が知識と研鑽に基づきテーマを定めて発表しましたが、最新の法改正の解説あり、特殊な法分野の横断的な解説あり、経験に基づいた実践的な講義ありと、弁護士の知識向上・情報共有の場として非常に有益なものとなりました。

今後も事務所全体で研鑽を重ね、より質の高いリーガルサービスを提供してまいります。

お困り事がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。



Chapter.1

中小企業とパワーハラスメント～パワハラ防止措置の義務化にあたって～ 弁護士 峰崎 雄大

2022年4月1日より、通称「パワハラ防止法」及びこれに基づいて厚労省が制定した「パワハラ指針」が中小企業にも適用され、中小企業でもパワーハラスメント防止措置を講じることが義務化されました。そのため、今後は中小企業においても、就業規則などの社内規程の整備、相談窓口の設置、社内研修など、会社の実情に応じた具体的な防止措置の検討が必須となります。

そこで、今回の発表では、パワーハラスメントの定義や類型について説明を行うとともに、中小企業においてはどのような防止措置を講じていくべきか、また実際にパワーハラスメントが発生した場合にどのような対処が求められるのか、パワハラ防止法とパワハラ指針の理念に沿って解説しました。